

〔学術資料〕

愛知県知多半島朝倉・牟山神社関係近代資料

大正十年「例祭日変更願」「現在例祭日ノ決定沿革」「例祭日変更事由」

牧野由佳
Yuka Makino

〔解題〕

本稿は、愛知県知多市朝倉地区の牟山神社に所蔵される資料群『大正拾年壹月 願伺届書綴』に綴られている。の変更に関わる資料三点の翻刻紹介である。

本稿で紹介する資料三点は、『大正拾年壹月 願伺届書綴』に綴られている。本綴には、主に大正十年頃に、牟山神社から八幡村役場や愛知県庁等へ提出された届け出書類等の写しや案文が少なくとも百三十点以上まとめられている。本綴の中には、昭和二（一九二七）年や昭和四（一九二九）年、昭和十五（一九四〇）年、昭和十八（一九四三）年など、昭和初期の書類も十五点程度含まれる。書類の内容は多岐にわたり、元社掌の辞職願、石燈籠建設願、境内増加願、保安林の伐採願などが例として挙げられる。

表紙・裏表紙ともに無地の厚紙が使用されており、表紙に墨で「大正拾年壹月／願伺届書綴／村社牟山神社／重要書類」（外題）と書かれている。法量は、縦三〇・〇×横二二・〇糎で、全一四一丁、基本的に袋綴装となっている。裏表紙見返には墨で大きく「願伺届」と書きかけた形跡がある。このことから、裏表紙の厚紙については、表紙を作ろうとしたが書き損じた反古を利用した

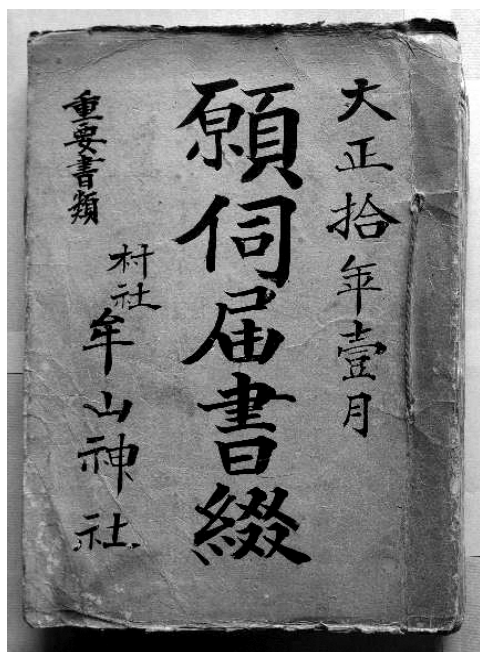


写真1 『大正拾年壹月 願伺届書綴』
（牟山神社蔵・翻刻者撮影）

可能性が高い。

「例祭日変更願」(翻刻資料(二))には、表題どおり牟山神社例祭日の日程変更に関する記述がある。本資料は、赤枠の野線紙(縦二四・〇×横一五・〇、半丁一二行)が袋綴じにされている。墨書された一枚物であり、表面の本文一行目に「例祭日変更願」(内題)と記されている。裏面の記述から、大正十年八月に牟山神社社掌森岡政一、氏子総代山口彦太郎以下二名より、愛知県知事へ提出した請願書の案文と考えられる。右頁七行目上欄外には、「本行式字挿入」(右脇に赤角印あり)と加筆の注意書きがある。

本資料には、大正十年当時の例祭日が十月一日であること、そして、その日程を十月十日に変更したい旨が書かれている。その中で、変更を求める理由として次の二点を提示している点が注目される。

一点目は、生業の変化に伴う生活リズムの変化によるものである。資料には、次のように記されている。朝倉では当時、養蚕業を営む者が急増しており、それまでの例祭日(十月一日)は、養蚕業の繁忙期と重なるために、氏子の多くが例祭に参加できない。この者たちの神社参拝を可能にするために、日程の変更を望む。

二点目として、境内拡張事業の竣工日に合わせて、この年以降はこの日を例祭日としたいという要望である。この境内拡張事業について、本資料には詳細は記されていないが、本資料が綴られる『大正拾年壹月 願届届書綴』には、「境内増加願」(大正十年)という資料も残されており、境内拡張事業に関連する記述がある。



写真2 「例祭日変更願」
(牟山神社蔵・翻刻者撮影)

なお、この日程変更の願い出について、本資料が提出された大正十年に許可が降りたかは不明である。ただ、牟山神社が所蔵する、氏子総代が書き記した『日誌』(大正十一年から昭和五年頃)によると、大正十一年は、十月十日に例祭が行われていることが記されている。大正十年の日誌が存在しないためこの年の実施日は不明であるが、少なくとも翌年には本願い出のおり実施されたことがわかる。

また、本資料には、別に二枚の文書が添付された。ひとつは、「現在例祭日ノ決定沿革」(翻刻資料(二))、もうひとつは、「例祭日変更事由」(翻刻資料(三))である。この二つの資料は、先の「例祭日変更願」と同様に、赤枠の野線紙に墨書された一枚物で、袋綴じされている。各々、本文一行目に「現在例祭日ノ決定沿革」「例祭日変更事由」と記されている。

前者の「現在例祭日ノ決定沿革」は、「例祭日変更願」の次に綴られており、

その内容から、「例祭日変更願」とともに、牟山神社社掌森岡政一、氏子総代山口彦太郎以下二名より、愛知県知事へ提出した書類の案文であることが明確である。一行目に書かれた「現在例祭日」というのは、本資料が書かれた大正十年八月時点の例祭日であるので、十月一日のことである。本資料では、例祭日が大正元（一九一三）年に、十月一日に移行した理由が示されているのである。その理由を示すために、本資料では、大正元年八月に提出された「祭典期日変更願之理由書」を引用している。これによると、例祭日が十月一日となる前は、九月八日であった。さらに大正元年の日程変更の理由は、九月八日に行うと、

(一) 養蚕業に支障をきたしかねないこと

(二) 残暑の頃の例祭は、衛生上問題があること

この二点が挙げられている。なお、大正元年八月に提出されたとされる「祭典期日変更願之理由書」の原本は現時点では発見されていない。

後者の「例祭日変更事由」には、十月十日に例祭日を変更する根拠として、寛永十九（一六四二）年九月の社頭遷宮が挙げられている。本資料においては、「江戸初期の棟札によると、牟山神社が遷宮した日は旧暦九月十日であるから、今回の十月十日への変更は、歴史的視点からも適当である」ことが主張されている。

だが、翻刻者は、この資料には、意図のある誤記と思われる文言が含まれていると考える。『知多市誌』資料編二には、寛永十九年の棟札の写真と翻刻が掲載されている（知多市誌編さん委員会編 一九八三a 四八一）。「例祭日変更事由」と『知多市誌』資料編二に翻刻される本棟札を比較すると、一部、記された文字の順番等に違いがあるものの、内容はほぼ同一である。よって、「例祭日変更事由」に記される棟札とは、『知多市誌』資料編二に記載される寛永十九年の棟札と同一のものを表していると考えられるが、ここで注目されるのは、社頭が奉造されたとする日付が、「例祭日変更事由」の記載と棟札の記載とでは、異なっている点である。「例祭日変更事由」では、社頭の正遷宮の日を九月十日と記しているが、『知多市誌』資料編二の棟札には、「干時寛永十九年午九月五日」（知多市誌編さん委員会編 一九八三a 四八一）とあり、九月五日となっている。『知多市誌』資料編二に掲載される同棟札の写真も確認したが、間違いなく九月五日と書かれている。

翻刻者は、大正十年に書かれた「例祭日変更事由」の記述は、読み誤って十日と書いたものではないと推察する。例祭日を十日に変更するという目的の達成に向け、説得力のある理由を作り出すために、意図的に、異なる日付を記述したと考えられないだろうか。ただし、この意図のある誤記は、地域の生業と文化、双方を守るための「工夫」であったと考えられる。当時の地域住民にとって、新たに発展した産業である養蚕業は、生活のために優先すべき重要な生業であったが、例祭もこれまでどおり執り行われることが望まれた。こうした二つの要望にこたえるために知恵を絞った結果、生業に支障が出ないよう例祭日を変更する案が浮上したと考えられるのである。この請願を円滑に通過させるためには、相応の理由が必要と考え、「例祭日変更事由」に一部誤記を加えたと推察されるのである。つまり、こうした行動は、人々の安定した生活と例祭や芸能という文化を守り継承するための工夫であり、先人の知恵と捉えられるのである。

以上、三点の資料は、牟山神社における大正期の例祭日の確かな年月日と変更理由を記す非常に重要な資料である。例祭日変更の理由として、地域社会・生業と神社祭礼との関わりを具体的に示している点でも、本文書は貴重な資料といえよう。また、翻刻者は、同社例祭で奉納される神事芸能である「朝倉の梯子獅子」に関する研究を行なっているが、例祭の日程変更は、梯子獅子という芸能の意味をも変化させた可能性があると考えられ（二）、本文書は芸能研究においても重要な資料であると考えられるのである。

〔注〕

（一）牟山神社例祭日の変遷と朝倉の梯子獅子の意味解釈の連関については今後、論文執筆を予定している。

〔参考文献〕

- 知多市教育委員会編 一九七〇 『知多市文化財資料第十一集『朝倉の梯子獅子』』 知多市教育委員会
知多市誌編さん委員会編 一九八一 『知多市誌』 本文編 知多市編さん委員会
知多市誌編さん委員会編 一九八三 a 『知多市誌』 資料編一 知多市編さん委員会
知多市誌編さん委員会編 一九八三 b 『知多市誌』 資料編三 知多市編さん委員会

〔付記〕

本稿は、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費19122164）の助成を受けた研究の一部です。

本稿における文献資料の調査と、本論への文面掲載については、牟山神社氏子総代の方々より御許可と惜しみないご協力を頂戴し、実現しました。牟山神社氏子総代の皆様をはじめ、朝倉地区の皆様には深謝申し上げます。

〔凡例〕

- ・ 字体は、正字・異体字・通行字等、できる限り原文に近い字で翻刻した。
- ・ 行取りは、本文の改行箇所に従った。
- ・ 改丁行を、「」によって示した。
- ・ 句点、読点は、原文を尊重しつつも、意味、内容に基づき適宜改めた。
- ・ 翻刻者の注記は右脇に（ ）内に記した。

〔翻刻〕

(一) 大正十年筆「例祭日變更願」

例祭日變更願

愛知縣知多郡八幡村大字新知字東屋敷貳番地

村社 牟山社

現在例祭日 變更例祭日

拾月壹日 拾月拾日

一 變更ヲ要スル事由

(二字後筆)

本行式字挿入

一、當村ハ、近來頓ニ養蚕業ヲ飼育盛トナリ來ル為、現在ノ

例祭日ニハ未ダ晚秋蚕ヲ飼育中ニテ、兎モスルト各

戸毎神社參拜スルコト不可能タルニ依リ、時勢ニ考ミ

拾月拾日ヲトシテ、一層敬神思想ヲ普及シタキモノ

ナリ。

二、境内擴張竣工日ナルヲ以テ云バ神社ノ一大事業ヲ

達成シタル吉日ニ當レバ、一般氏子モ贊意ヲ表

シテ、爾後永遠ニ例祭日トシテ式典ヲ舉行致シ

タキニ依ルモノナリ。

右御認可相成度此段奉願候也

大正拾年八月 日 (一)文字分寄願

大正十年「例祭日變更願」現在例祭日ノ決定沿革「例祭日變更事由」(牧野由佳)

社掌 森 岡 政 一

氏子惣代山口彦太郎(印)

近藤儀兵衛(印)

山口忠太郎(印)

愛知縣知事川口彦治殿

(二) 大正十年筆「現在例祭日ノ決定沿革」

現在例祭日ノ決定沿革

右ハ是迄ハ大字部内ニ於テ、神明社ハ九月拾六日、且又

牟山社ハ九月八日ヲ以テ祭典執行候処、小學校

及当大字ハ蚕地業家多キニヨリ、冷蔵蚕地第二回

飼育中ニ相当シ、例年通りニテハ飼育ヲ廢止スル

者多キニヨリ、大イニ不利益ト存シ、尚又残暑之候ニ付、

衛生上之關係ヨリ大字協儀シ、上ニ候也

大正元年八月拾八日、祭典期日變更願之理由

書ヲ謄寫セシモノニテ候也

(白丁)

(三) 大正十年筆「例祭日変更事由」

例祭日変更事由

ハ、当社社頭風雨ノ為メ破壊シタ于時寛永

十九年壬午九月十日(陰曆)一宇ヲ造営シ正

遷宮ヲ舉行シタル日ナルヲ以テ、之ガ変更シタキ
モノナリ

大正十年例祭日變更願「現在例祭日ノ決定沿革」例祭日變更事由（牧野由佳）

右之證憑書寫

棟木表

于時寬永十九年壬午九月十日

奉造立依破壞清牟山大明神社頭一字所息災延命長久孫攸

導師寺本法海寺吉祥院源鎮法印弟子

治部□大工藤原朝臣吉宗

兵部□杉江加兵衛

大法主敬白

仝裏

遷宮九月十日 如意滿足祈攸

本願山口佐大衛門庄屋七郎兵衛酒井三右門

□内繁昌祈攸